

## 8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(令和元年度末現在)

項目	所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数		300	852	73	28	42	194	47	66	125	47	32	80	1886
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数		60	244	29	8	12	21	14	16	17	24	20	31	496
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数		254	520	75	30	33	150	38	63	130	34	21	53	1401
法第3条第7項に基づく土地の形質の変更届出件数		8	0	3	0	0	2	0	2	2	0	2	0	19
法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数		5	0	3	0	0	1	0	2	1	0	1	0	13
法第3条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数		32	109	21	2	6	9	7	6	10	9	6	11	228
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数		945	583	296	69	143	258	311	230	191	108	103	149	3386
法第4条第2項に基づく調査結果報告件数		6	7	2	0	0	6	13	5	3	1	2	2	47
法第4条第3項に基づき調査命令を発出した件数		20	23	8	0	5	9	16	22	4	1	1	3	112
法第4条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数		15	28	6	0	4	6	16	15	4	2	2	5	103
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数		47	232	34	0	29	15	19	25	10	4	0	7	422

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。